



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課） … 4
- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課） …… 5
- 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（人事課） …… 6
- 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課） …… 8
- 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例（行政改革推進課） …… 9
- 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例（行政改革推進課） …… 9
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政改革推進課） …… 10
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課） …… 32
- 沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例（土地対策課） …… 48
- 沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例（環境政策課） …… 49
- 沖縄県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（自然保護課） …… 62
- 沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例の一部を改正する条例（県民生活課） …… 65
- 沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（県民生活課） …… 68
- 沖縄県興行場の基準等に関する条例の一部を改正する条例（生活衛生課） …… 68
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（生活衛生課） …… 69

### 公布された条例のあらまし

- 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）
  - 1 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額を改めることとした。（別表関係）
  - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則）
  
- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第7号）
  - 1 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞  
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給根拠を定める。（第4条及び第32条関係）
  - 2 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号）の一部を次のように改正することとした。＜第2条＞  
附則第7項の規定による給料月額経過措置については、平成25年4月1日以後、同項の規定による額から段階的に減額し、平成28年4月1日以後は、同項の規定による給料月額は支給しないものとする。（附則第7項関係）
  - 3 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年沖縄県条例第75号）の一部を次のように改正することとした。＜第3条＞  
附則第2項の規定による知事又は議会の議長を任命権者とする現業職員に関する住居手当の経過措置を廃止する。（附則第1項及び附則第2項関係）
  - 4 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、1は、この条例の公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。＜附則第1項＞
  - 5 人事委員会規則への委任について定めることとした。＜附則第2項＞

○ 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正することとした。〈第1条〉  
知事、副知事、公営企業の管理者、病院事業の管理者、常勤の人事委員会の委員及び常勤の監査委員の給料月額を改める。（別表第1関係）
- 2 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正することとした。〈第2条〉  
行政委員会の委員等の報酬の額を改めるほか所要の改正を行う。（第3条及び別表関係）
- 3 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正することとした。〈第3条〉  
教育長の給料月額を改める。（第3条関係）
- 4 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正することとした。〈第4条〉  
秘書の給料月額を改める。（別表関係）
- 5 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。〈附則〉

○ 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 海上業務手当の支給要件及び支給額を改めることとした。（第7条関係）
- 2 銃器犯罪捜査手当の支給額を改めることとした。（第17条関係）
- 3 防疫等作業手当の支給要件及び支給額を改めることとした。（第22条関係）
- 4 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 文化観光スポーツ部の分掌する事務のうち、「国内外の交流に関する事項」を知事公室に移管することとした。（第3条関係）
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 沖縄県中央保健所を廃止するとともに、同保健所の所管区域を沖縄県南部保健所の所管区域に加えることとした。（第5条関係）
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 クリーニング業法施行規則等に基づく知事の権限に属する事務の一部について、市町村が処理することとした。（第2条関係）
- 2 那覇市が平成25年4月に中核市に移行することに伴い、県知事の権限であった事務の一部が那覇市長の事務となることから、条例で那覇市に移譲している事務を削除することとした。（第2条関係）
- 3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、県知事の権限から市長の権限とされた事務であって、既に条例で市に事務を移譲し、市が処理を行っているものを削除することとした。（第2条関係）
- 4 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 5 この条例の施行に伴い、必要な経過措置を設けることとした。（附則第2項及び第3項）

○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 工芸技術支援センターに設置している蒸し機ほか2機器の使用料について額の適正化を図り、微粒子粉碎機ほか2機器について使用料の徴収根拠を定めるとともに、トレースコープほか2機器に係る使用料を廃止することとした。（別表第1関係）
- 2 工芸技術支援センターにおける染色堅ろう度試験・耐光試験ほか13件の分析及び試験業務にかかる手数料について額の適正化を図り、曲げ試験ほか3件の手数料の徴収根拠を定めるとともに、試作及び加工・糸の精練ほか4件の手数料を廃止するほか、糸の試験の名称を改めることとした。（別表第2関係）
- 3 薬事法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚せい剤取締法、毒物及び劇物取締法に基づく許可、免許、指定、登録等の申請に係る手数料の額を改めることとした。（別表第3関係）
- 4 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、以下の手数料の徴収根拠を定めることとした。（別表第3関係）
  - (1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

- (2) 評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料
  - (3) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料
  - (4) 評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料
- 5 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。ただし、4については、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例(条例第14号)

- 1 適用除外とする開発行為を追加することとした。(第18条関係)
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。(附則)

○ 沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例(条例第15号)

- 1 自然公園法の一部改正に伴う所要の改正を行うこととした。(第2条関係)
- 2 技術指針について、配慮書対象事業に関する事項を追加することとした。(第4条関係)
- 3 配慮書事業者が行う計画段階配慮事項の検討について定めることとした。(第4条の2関係)
- 4 配慮書の作成等について定めることとした。(第4条の3関係)
- 5 配慮書の送付等について定めることとした。(第4条の4関係)
- 6 配慮書事業者に対する知事の意見について定めることとした。(第4条の5関係)
- 7 配慮書についての意見の聴取について定めることとした。(第4条の6関係)
- 8 配慮書対象事業が実施されるべき区域等の選定等について定めることとした。(第4条の7関係)
- 9 配慮書対象事業の廃止等について定めることとした。(第4条の8関係)
- 10 事業者は、方法書の作成に当たり、配慮書を踏まえるとともに、技術指針で定める事項を決定し、これらの事項を記載しなければならないこととした。(第5条関係)
- 11 事業者は、知事に対し方法書を送付する際、これを要約した書類も併せて送付しなければならないこととした。(第6条関係)
- 12 事業者は、方法書を作成したときは、方法書及び要約書を、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。(第7条関係)
- 13 事業者は、方法書の縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないこととした。(第7条の2関係)
- 14 事業者は、準備書を作成したときは、準備書及び要約書を、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。(第15条関係)
- 15 事業者は、評価書を作成したときは、評価書及び要約書を、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。(第24条関係)
- 16 方法書の作成前の手続の新設等に伴い、都市計画に定められる配慮書対象事業等及び対象事業等に係る手続の特例について所要の改正を行うこととした。(第41条の2、第42条、第44条の2及び第45条の2関係)
- 17 方法書の作成前の手続の新設等に伴い、港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続について所要の改正を行うこととした。(第48条関係)
- 18 方法書の作成前の手続の新設等に伴い、環境影響評価法の対象事業等に係る手続について所要の改正を行うこととした。(第49条関係)
- 19 方法書の作成前の手続の新設等に伴い、県との連絡等について所要の改正を行うこととした。(第55条及び第57条関係)
- 20 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、改正後の沖縄県環境影響評価条例第2条第3項及び第4条第2項の規定は公布の日から、附則第6項から第8項までの規定は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。(附則第1項)
- 21 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項から第8項まで)

○ 沖縄県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例(条例第16号)

- 1 この条例の趣旨について定めることとした。(第1条)
- 2 指定猟法禁止区域を表示する標識の寸法について定めることとした。(第2条)
- 3 鳥獣保護区を表示する標識の寸法について定めることとした。(第3条)
- 4 特別保護地区を表示する標識の寸法について定めることとした。(第4条)
- 5 休猟区を表示する標識の寸法について定めることとした。(第5条)
- 6 特定猟具使用禁止区域を表示する標識の寸法について定めることとした。(第6条)



## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第7号

## 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第32条第1項中「及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を「、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に改め、「含む。）」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条」を加える。

(沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第2条** 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「給料月額のほか、」を「平成28年3月31日までの間、給料月額のほか、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間にあっては」に、「額）」を「額。以下この項において「差額相当額」という。）の2分の1に相当する額（当該額が5,000円を超える場合は5,000円）を減じた額を、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては差額相当額が10,000円を超える場合に限りその超える額を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては差額相当額が15,000円を超える場合に限りその超える額」に改める。

**第3条** 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年沖縄県条例第75号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、この条例の公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（人事委員会規則への委任）

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

---

沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第8号

**沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例**

（沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

**第1条** 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,240,000」を「1,230,000」に、「980,000」を「970,000」に、「730,000」を「720,000」に、「850,000」を「840,000」に、「680,000」を「670,000」に、「650,000」を「640,000」に改める。

（沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

**第2条** 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の3項を加える。

5 第1項から第3項までに規定する報酬の支給日は、毎月21日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

6 報酬の額が日額で定められている特別職の職員には、日額の報酬の額に、月の初日から末日までの間において勤務した日数を乗じて得た額の報酬を支給する。

7 前項に規定する報酬の支給日は、その月の翌月の10日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。ただし、任命権者が必要と認める場合は、勤務1日ごとに計算した額をその都度支給することができる。

別表中「222,000」を「212,000」に、「195,000」を「180,000」に、「188,000」を「186,000」に、「162,000」を「161,000」に、「214,000」を「212,000」に、「181,000」を「180,000」に、「199,000」を「197,000」に、「125,000」を「124,000」に、

「163,000」を「162,000」に、

月額	68,000	を	日額	30,000	に改める。
月額	55,000		日額	27,000	
月額	52,000		日額	30,000	
月額	42,000		日額	27,000	

(沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中「730,000円」を「720,000円」に改める。

(沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中「361,000」を「358,000」に、「479,000」を「475,000」に、「567,000」を「562,000」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第9号

### 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「230円」を「230円（警察官が特に困難な作業（人事委員会規則で定める作業に限る。）に従事した場合にあっては、690円）」に改める。

第17条第1項第3号中「前2号」を「第1号」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第2号の作業に付随して行われる固定配置による警戒の作業

第17条第2項第2号中「前項第2号」を「前項第2号及び第3号」に改め、同項第3号中「前項第3号及び第4号」を「前項第4号及び第5号」に改める。

第22条第1項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「（昭和26年法律第166号）」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。

第22条第2項中「290円」を「、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 前項第1号、第3号及び第4号の作業 290円

(2) 前項第2号の作業 380円（人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、760円）

**附 則**

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

---

沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第10号

**沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例**

沖縄県部等設置条例（昭和47年沖縄県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(3) 国内外の交流に関する事項

第3条第8項第2号中「及び国内外の交流」を削る。

**附 則**

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

---

沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第11号

**沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例**

沖縄県行政機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条の表沖縄県中央保健所の項を削り、同表沖縄県南部保健所の項中「豊見城市」を「浦添市 那覇市 豊見城市」に、「八重瀬町、与那原町及び南風原町」を「（伊平屋村及び伊是名村を除く。）」に改める。

**附 則**

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第12号

### 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表33の項中「南城市」を「那覇市 南城市」に改め、同項を同表50の項とし、同表32の項中「各市町村」の次に「（那覇市を除く。）」を加え、同項を同表49の項とし、同表中31の項を48の項とし、同表30の項中「那覇市 宜野湾市」を「宜野湾市」に改め、同項を同表47の項とし、同表29の項中「那覇市 宜野湾市」を「宜野湾市」に改め、同項を同表46の項とし、同表中28の項を45の項とし、25の項から27の項までを17項ずつ繰り下げ、24の項を削り、23の項を41の項とし、15の項から22の項までを18項ずつ繰り下げ、同表14の項中「読谷村」を「那覇市 読谷村」に改め、同項を同表25の項とし、同項の次に次のように加える。

26 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 施行令第1条の3第1項の規定による保健師免許、助産師免許又は看護師免許の申請の受理及び知事への送付に関する事務

(2) 施行令第1条の3第2項の規定による准看護師免許の申請の受理及び知事への送付に関する事務

(3) 施行令第3条第1項の規定による保健師籍又は看護

那覇市 渡嘉敷村  
 渡名喜村 南大東村  
 伊是名村 竹富町

師籍の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務

- (4) 施行令第3条第2項の規定による助産師籍の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (5) 施行令第3条第3項の規定による准看護師籍の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (6) 施行令第4条第1項の規定による保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (7) 施行令第4条第2項の規定による准看護師籍の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (8) 施行令第5条第1項の規定による保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (9) 施行令第6条第1項の規定による保健師、助産師又は看護師の免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (10) 施行令第6条第2項の規定による准看護師の免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (11) 施行令第7条第1項の規定による保健師、助産師又は看護師の免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (12) 施行令第7条第2項の規定による准看護師の免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (13) 施行令第7条第5項の規定により返納される保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師の免許証の受理及び知事への送付に関する事務
- (14) 施行令第8条第1項の規定により返納される保健

<p>師、助産師又は看護師の免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(15) 施行令第8条第2項の規定により返納される准看護師の免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(16) 施行令第8条第3項の規定により返納される保健師、助産師又は看護師の免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(17) 施行令第8条第4項の規定により返納される准看護師の免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p>	
<p>27 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）及び医療法施行令（昭和23年政令326号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第6条の3第1項の規定による厚生労働省令で定める事項の報告の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(2) 法第8条の2第2項の規定による病院の休止又は再開の届出の受理に関する事務</p> <p>(3) 法第9条第1項の規定による病院の廃止の届出の受理に関する事務</p> <p>(4) 法第9条第2項の規定による病院の開設者の死亡又は失そうの届出の受理に関する事務</p> <p>(5) 法第12条第1項の規定による病院の開設者以外の者による病院の管理の許可に関する事務</p> <p>(6) 法第12条第2項の規定による病院の管理者兼任の許可に関する事務</p> <p>(7) 法第12条の2第1項の規定による地域医療支援病院の業務の報告書の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(8) 法第15条第3項の規定による病院のエックス線装置設</p>	<p>那覇市</p>

<p>置等の届出の受理に関する事務</p> <p>(9) 法第16条の規定による病院の医師を宿直させない場合の許可に関する事務</p> <p>(10) 法第18条の規定による病院の専属薬剤師の設置免除の許可に関する事務</p> <p>(11) 法第27条の規定による病院の検査の実施に関する事務</p> <p>(12) 政令第4条第1項の規定による病院の開設者の住所又は氏名その他厚生労働省令で定める事項の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>(13) 政令第4条の2第1項の規定による病院の開設の届出の受理に関する事務</p> <p>(14) 政令第4条の2第2項の規定による病院の届出事項の変更の届出の受理に関する事務</p>	
<p>28 死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 政令第1条第1項の規定による死体解剖の認定の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(2) 政令第3条第1項の規定による認定証明書の再交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 政令第3条第5項の規定により返納される認定証明書の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 政令第4条第1項の規定により返納される認定証明書の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 政令第4条第2項の規定により返納される認定証明書の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 政令第5条第1項の規定による住所変更の届出の受理及び知事への送付に関する事務</p>	<p>那覇市</p>

- |   |     |
|---|-----|
| <p>29 栄養士法施行令（昭和28年政令第231号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 政令第1条第1項の規定による栄養士の免許の申請の受理及び知事への送付に関する事務</li><li>(2) 政令第1条第2項の規定による管理栄養士の免許の申請の受理及び知事への送付に関する事務</li><li>(3) 政令第3条第2項の規定による栄養士名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務</li><li>(4) 政令第3条第4項の規定による管理栄養士名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務</li><li>(5) 政令第4条第1項の規定による栄養士名簿の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付に関する事務</li><li>(6) 政令第4条第2項の規定による管理栄養士名簿の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付に関する事務</li><li>(7) 政令第5条第1項の規定による栄養士免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務</li><li>(8) 政令第5条第2項の規定による管理栄養士免許証の書換交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務</li><li>(9) 政令第6条第1項の規定による栄養士免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務</li><li>(10) 政令第6条第2項の規定による管理栄養士免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務</li><li>(11) 政令第8条第1項の規定により返納される栄養士免許証の受理及び知事への送付に関する事務</li><li>(12) 政令第8条第2項の規定により返納される管理栄養士免許証の受理及び知事への送付に関する事務</li><li>(13) 政令第8条第3項の規定により返納される栄養士免許</li></ol> | 那覇市 |
|---|-----|

<p>証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(14) 政令第8条第4項の規定により返納される管理栄養士免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p>	
<p>30 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）、薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）及び薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第34条第1項の規定による卸売販売業の許可に関する事務</p> <p>(2) 法第35条第3項ただし書の規定による卸売販売業の営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する場合の許可に関する事務</p> <p>(3) 法第38条において準用する法第10条の規定による医薬品販売業（法第34条第1項の卸売販売業に限る。）の廃止、休止、再開及び変更の届出の受理に関する事務</p> <p>(4) 法第39条第2項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可に関する事務</p> <p>(5) 法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出の受理に関する事務</p> <p>(6) 法第40条第1項において準用する法第10条の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の廃止、休止、再開及び変更の届出の受理に関する事務</p> <p>(7) 法第40条第2項において準用する法第10条の規定による管理医療機器の販売業及び賃貸業の廃止、休止、再開及び変更の届出の受理に関する事務</p> <p>(8) 法第69条第2項の規定による法第34条第3項の卸売販</p>	<p>那覇市</p>

売業者、高度管理医療機器等の販売業者及び賃貸業者並びに管理医療機器の販売業者及び賃貸業者からの報告の徴収、立入検査及び質問に関する事務

(9) 法第70条第1項の規定による法第34条第3項の卸売販売業者、法第39条第1項の高度管理医療機器等の販売業者及び賃貸業者、法第39条の3第1項の管理医療機器の販売業者及び賃貸業者、政令第3条第3号の薬局製造販売医薬品の製造販売業者並びに政令第10条第2号の薬局製造販売医薬品の製造業者に対する廃棄、回収その他措置命令に関する事務

(10) 法第72条第4項の規定による法第34条第3項の卸売販売業者、高度管理医療機器等の販売業者及び賃貸業者並びに管理医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する構造設備の改善命令及び使用禁止に関する事務

(11) 法第72条の4第1項の規定による法第34条第3項の卸売販売業者、高度管理医療機器等の販売業者及び賃貸業者並びに管理医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する業務運営の改善措置命令に関する事務

(12) 法第72条の4第2項の規定による法第34条第3項の卸売販売業者、高度管理医療機器等の販売業者及び賃貸業者並びに管理医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する許可条件違反の是正措置命令に関する事務

(13) 法第73条の規定による法第34条第3項の卸売販売業者、法第39条第1項の高度管理医療機器等の販売業者及び賃貸業者並びに法第39条の3第1項の管理医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する管理者の変更命令に関する事務

(14) 法第75条第1項の規定による法第34条第3項の卸売販売業者、高度管理医療機器等の販売業者及び賃貸業者並

- びに管理医療機器の販売業者及び賃貸業者に対する許可の取消し又は業務の停止の命令に関する事務
- (15) 法第76条の規定による法第34条第3項の卸売販売業者、高度管理医療機器等の販売業者及び賃貸業者、政令第3条第3号の薬局製造販売医薬品の製造販売業者並びに政令第10条第2号の薬局製造販売医薬品の製造業者に対する許可の更新を拒否する場合の事務に関する事務
- (16) 政令第44条の規定による法第34条第1項の卸売販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の交付に関する事務
- (17) 政令第45条第2項の規定による法第34条第1項の卸売販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の書換交付に関する事務
- (18) 政令第46条第2項の規定による法第34条第1項の卸売販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の再交付に関する事務
- (19) 政令第46条第3項の規定による法第34条第1項の卸売販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の再交付後に発見された許可証の返納の受理に関する事務
- (20) 政令第47条の規定による法第34条第1項の卸売販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可の取消処分を受けたとき又はその業務を廃止したときの許可証の返納の受理に関する事務
- (21) 政令第48条の規定による法第34条第1項の卸売販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可に関する台帳の整備に関する事務
- (22) 施行規則第154条第1号二及び第2号二の規定による法第34条第1項の卸売販売業の営業所管理者の認定に関

する事務

- (23) 施行規則第159条の7第1項の規定による販売従事登録の申請の受理に関する事務
- (24) 施行規則第159条の9第1項の規定による登録販売者名簿の登録事項の変更届の受理に関する事務
- (25) 施行規則第159条の10第1項の規定による販売従事登録の消除申請の受理に関する事務
- (26) 施行規則第159条の10第2項の規定による販売従事登録の消除申請の受理に関する事務
- (27) 施行規則第159条の11第1項の規定による販売従事登録証の書換交付申請の受理に関する事務
- (28) 施行規則第159条の12第1項の規定による販売従事登録証の再交付申請の受理に関する事務
- (29) 施行規則第159条の12第4項の規定による販売従事登録証の再交付後に発見した販売従事登録証の返納の受理に関する事務
- (30) 施行規則第159条の13第1項の規定による登録の消除申請時の販売従事登録証の返納の受理に関する事務
- (31) 施行規則第159条の13第2項の規定による登録を消除されたときの販売従事登録証の返納の受理に関する事務

- 31 薬剤師法（昭和35年法律第146号。以下この項において「法」という。）及び薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第9条の規定による薬剤師の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項の届出の受理及び知事への送付に関する事務
  - (2) 政令第3条の規定による薬剤師の免許の申請の受理及

那覇市

<p>び知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 政令第5条第1項の規定による薬剤師名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 政令第6条第1項の規定による薬剤師名簿の登録の消除の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 政令第8条第1項の規定による薬剤師免許証（以下この項において「免許証」という。）の書換交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 政令第9条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(7) 政令第9条第5項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(8) 政令第10条第1項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(9) 政令第10条第2項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p>	
<p>32 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第7条の規定による健康診断の実施に関する事務</p> <p>(2) 法第8条の規定による健康診断に関する記録の作成及び保存に関する事務</p> <p>(3) 法第9条の規定による健康診断を受けた者に対する必要な指導に関する事務</p>	<p>那覇市</p>

第2条の表13の項を削り、同表12の項中「各市町村」の次に「（那覇市を除く。）」を加え、同項を同表16の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>17 医師法（昭和23年法律第201号。以下この項において「法」という。）及び医師法施行令（昭和28年政令第382号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第6条第3項の規定による医師の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項の届出の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(2) 政令第3条の規定による医師の免許の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 政令第5条第1項の規定による医籍の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 政令第6条第1項の規定による医籍の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 政令第8条第1項の規定による医師免許証（以下この項において「免許証」という。）の書換交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 政令第9条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(7) 政令第9条第5項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(8) 政令第10条第1項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(9) 政令第10条第2項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p>	<p>那覇市</p>
<p>18 歯科医師法（昭和23年法律第202号。以下この項において「法」という。）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>那覇市</p>

- (1) 法第6条第3項の規定による歯科医師の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項の届出の受理及び知事への送付に関する事務
- (2) 政令第3条の規定による歯科医師の免許の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (3) 政令第5条第1項の規定による歯科医籍の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (4) 政令第6条第1項の規定による歯科医籍の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (5) 政令第8条第1項の規定による歯科医師免許証（以下この項において「免許証」という。）の書換交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (6) 政令第9条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (7) 政令第9条第5項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務
- (8) 政令第10条第1項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務
- (9) 政令第10条第2項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務

19 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 政令第1条の規定による臨床検査技師の免許の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (2) 政令第3条第1項の規定による臨床検査技師名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (3) 政令第4条第1項の規定による臨床検査技師名簿の登

那覇市

<p>録の消除の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 政令第5条第1項の規定による臨床検査技師免許証（以下この項において「免許証」という。）の書換交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 政令第6条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 政令第6条第5項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(7) 政令第7条第1項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(8) 政令第7条第2項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p>	
<p>20 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第70号。以下この項において「政令」という。）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するとされた事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 政令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（以下この項において「旧令」という。）第5条第2項の規定による衛生検査技師名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(2) 旧令第6条第1項の規定による衛生検査技師名簿の登録の消除の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 旧令第7条第2項の規定による衛生検査技師免許証（以下この項において「免許証」という。）の書換交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 旧令第8条第2項の規定による免許証の再交付申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 旧令第8条第5項の規定により返納される免許証の受</p>	<p>那覇市</p>

<p>理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 旧令第9条第1項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(7) 旧令第9条第2項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p>	
<p>21 診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 政令第1条の2の規定による診療放射線技師の免許の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(2) 政令第1条の4第1項の規定による診療放射線技師籍の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 政令第2条第1項の規定による診療放射線技師籍の登録の消除の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 政令第3条第1項の規定による診療放射線技師免許証（以下この項において「免許証」という。）の書換交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 政令第4条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p>	<p>那覇市</p>
<p>22 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 政令第1条の規定による理学療法士又は作業療法士の免許の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(2) 政令第3条第1項の規定による理学療法士名簿又は作業療法士名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p>	<p>那覇市</p>

- (3) 政令第4条第1項の規定による理学療法士名簿又は作業療法士名簿の登録の消除の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (4) 政令第5条第1項の規定による理学療法士免許証又は作業療法士免許証（以下この項において「免許証」という。）の書換交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (5) 政令第6条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (6) 政令第6条第5項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務
- (7) 政令第7条第1項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務
- (8) 政令第7条第2項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務

23 視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

那覇市

- (1) 政令第1条の規定による視能訓練士の免許の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (2) 政令第3条第1項の規定による視能訓練士名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (3) 政令第4条第1項の規定による視能訓練士名簿の登録の消除の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (4) 政令第5条第1項の規定による視能訓練士免許証（以下この項において「免許証」という。）の書換交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (5) 政令第6条第1項の規定による免許証の再交付の申請

<p>の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 政令第6条第5項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(7) 政令第7条第1項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(8) 政令第7条第2項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p>	
<p>24 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第6条第3項の規定による業務に従事する歯科衛生士の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項の届出の受理及び知事への送付に関する事務</p>	<p>那覇市</p>

第2条の表11の項を削り、同表10の項中「宮古島市 伊江村」を「伊江村」に改め、同項を同表14の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>15 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下この項において「政令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第35条第4項の規定による児童福祉施設（国、県及び市町村以外の者が設置する保育所及び児童厚生施設に係るものに限る。以下この項において同じ。）の設置の認可に関する事務</p> <p>(2) 法第35条第7項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の承認に関する事務</p> <p>(3) 法第46条第1項の規定による児童福祉施設の設置者及</p>	<p>宮古島市</p>
---	-------------

び長からの報告の徴収又は質問若しくは施設への立入検査に関する事務

- (4) 法第46条第3項の規定による児童福祉施設の設置者に対する改善の勧告及び命令に関する事務
- (5) 法第46条第4項の規定による児童福祉審議会の意見聴取及び児童福祉施設の設置者に対する事業の停止命令に関する事務
- (6) 法第58条の規定による児童福祉施設の認可の取消しに関する事務
- (7) 法第59条第1項の規定による認可外保育施設（法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて法第35条第4項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）に限る。以下この項において同じ。）の設置者若しくは管理者からの報告の徴収又は施設への立入調査若しくは質問に関する事務
- (8) 法第59条第3項の規定による認可外保育施設の設置者に対する設備又は運営の改善その他の勧告に関する事務
- (9) 法第59条第4項の規定による認可外保育施設の設置者が勧告に従わなかった旨の公表に関する事務
- (10) 法第59条第5項の規定による児童福祉審議会の意見聴取及び認可外保育施設の事業の停止又は施設の閉鎖命令に関する事務
- (11) 法第59条第6項の規定による緊急を要する場合の認可外保育施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖命令に関する事務
- (12) 法第59条の2第1項の規定による認可外保育施設の届出の受理に関する事務

- (13) 法第59条の2第2項の規定による認可外保育施設の変更、廃止又は休止の届出の受理に関する事務
- (14) 法第59条の2の5第1項の規定による認可外保育施設の運営状況の報告の受理に関する事務
- (15) 政令第38条の規定による児童福祉施設への実地検査に関する事務
- (16) 施行規則第37条第2項の規定による児童福祉施設の設置の認可に係る申請の受理に関する事務
- (17) 施行規則第37条第5項の規定による児童福祉施設に係る変更届の受理に関する事務
- (18) 施行規則第37条第6項の規定による児童福祉施設に係る変更届の受理に関する事務

第2条の表9の項中「国頭村 大宜味村 東村 恩納村 宜野座村 金武町 伊江村 読谷村 中城村 南風原町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村 北大東村 伊平屋村 伊是名村 久米島町 竹富町 与那国町」を「各町村（今帰仁村、本部町、嘉手納町、北谷町及び多良間村を除く。）」に改め、同項を同表11の項とし、同項の次に次のように加える。

- 12 調理師法（昭和33年法律第147号。以下この項において「法」という。）、調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下この項において「政令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第5条の2第1項の規定による調理の業務に従事する調理師の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項の届出の受理及び知事への送付に関する事務
  - (2) 政令第1条の規定による調理師の免許の申請の受理及び知事への送付に関する事務
  - (3) 政令第11条第1項の規定による調理師名簿の訂正の申

那覇市

<p>請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 政令第12条第1項の規定による調理師名簿の登録の消除の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 政令第13条第1項の規定による調理師免許証（以下この項において「免許証」という。）の書換交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 政令第14条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(7) 政令第14条第4項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(8) 政令第15条第1項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(9) 政令第15条第2項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって、別に規則で定めるもの</p>	
<p>13 製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号。以下この項において「政令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 政令第1条の規定による製菓衛生師の免許の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(2) 政令第3条第1項の規定による製菓衛生師名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 政令第4条第1項の規定による製菓衛生師名簿の登録の消除の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 政令第5条第1項の規定による製菓衛生師免許証（以下この項において「免許証」という。）の書換交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p>	<p>那覇市</p>

- (5) 政令第6条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務
- (6) 政令第6条第4項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務
- (7) 政令第7条第1項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務
- (8) 政令第7条第2項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務
- (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって、別に規則で定めるもの

第2条の表中8の項を9の項とし、同項の次に次のように加える。

- |  |            |
|--|------------|
| <p>10 クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施行規則第3条の規定によるクリーニング師試験の受験願書の受理及び知事への送付に関する事務</li> <li>(2) 施行規則第4条の規定によるクリーニング師免許証（以下この項において「免許証という。」）の交付に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務</li> <li>(3) 施行規則第6条第1項の規定による免許証の再交付に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務</li> <li>(4) 施行規則第6条第2項の規定により提出される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</li> <li>(5) 施行規則第8条の規定による免許証の訂正に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務</li> <li>(6) 施行規則第9条の規定による取消処分における免許証の返納に係る受理及び知事への送付に関する事務</li> </ul> | <p>那覇市</p> |
|--|------------|

- |   |  |
|---|--|
| <p>(7) 施行規則第10条第1項の規定による登録の抹消に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(8) 施行規則第10条第2項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> |  |
|---|--|

第2条の表中7の項を8の項とし、1の項から6の項までを1項ずつ繰り下げ、同表に1の項として次の1項を加える。

- |  |  |
|--|--|
| <p>1 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（別に規則で定める場合を除く。）</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(2) 法第3条第2項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認に関する事務</p> <p>(3) 法第3条第2項第2号の規定による申請者の身分上の事実が明らかであることの認定に関する事務</p> <p>(4) 法第3条第3項の規定による確認及び書類の提示又は提出に関する事務</p> <p>(5) 法第8条第1項（法第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）又は第3項の規定による一般旅券の交付に関する事務</p> <p>(6) 法第10条第1項ただし書の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(7) 法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> | <p>各市町村（那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、中城村、西原町、与那原町及び八重瀬町を除く。）</p> |
|--|--|

- (8) 法第17条第1項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理及び知事への送付に関する事務
- (9) 法第17条第3項の規定による確認及び書類の提示又は提出に関する事務
- (10) 法第19条第5項の規定により返納される一般旅券の受理及び知事への送付に関する事務
- (11) 法第19条第6項の規定による返納された旅券の還付に関する事務
- (12) 施行規則第3条第1項の規定による申請者が出頭しない場合の申請に係る申出の受理及び知事への送付に関する事務
- (13) 施行規則第3条第2項の規定による確認及び書類の提示又は提出に関する事務

第2条の表に次のように加える。

<p>51 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第68条の69第3項第5号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定に関する事務</li> <li>(2) 法第68条の69第3項第6号に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定に関する事務</li> </ul>	<p>那覇市</p>
--	------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の第2条の表1の項左欄に掲げる事務、同表10の項から13の項まで左欄に掲げる事務、同表15の項左欄に掲げる事務、同表17の項から32の項まで左欄に掲げる事務並びに同表50の項及び51の項左欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ改正後の第2条の表1の項右欄に掲げる市町村の長、同表10の項から13の項まで右欄に掲げる市町村の長、同表15の項右欄に掲げる市町村の長、同表17の項から32の項まで右欄に掲げる市町村の長又は同表50の項若しくは51の項右欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第2条の表1の項右欄に掲げる市町村の長、同表10の項から13の項まで右欄に掲げる市町村の長、同表15の項右欄に掲げる市町村の長、同表17の項から32の項まで右欄に掲げる市町村の長又は同表50の項若しくは51の項右欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第13号

### 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	ト	レ	ー	ス	コ	ー	プ	同	140円	を
---	---	---	---	---	---	---	---	---	------	---

	蒸 し 機	同	570円	
	蒸 し 機	同	850円	に、
350円 450円	を	520円 670円	に、	
	木 工 倣 い 旋 盤	同	300円	
	超 高 仕 上 か ん な 機	同	390円	を
	倣 い ル ー タ ー	同	480円	
	木 工 倣 い 旋 盤	同	300円	に、
	キ 日本工業規格B列3番	同	1,740円	を
	キ 日本工業規格B列3番	同	1,740円	
	微 粒 子 粉 砕 機	同	300円	に改
	分 光 測 色 計	同	80円	
	巻 取 機	同	30円	

める。

別表第2 工芸技術支援センター手数料の項を次のように改める。

繊維の 試験	引張り強さ及び伸び試験	1点につき	1,590円	
	番手（繊度）試験	同	1,210円	
	糸長試験	同	1,210円	
	撚り数試験	同	1,210円	
	曲げ試験	同	1,490円	
染色堅 ろう度 試験	耐光試験	1点につき	4,720円	日本工業規格6 級までとする。
	洗濯試験	1点につき	1,560円	

工 芸 技 術 支 援 セ ン タ 一 手 数 料		汗試験	同	1,390円	
		摩擦試験	同	1,390円	
	染料、 材料又 は薬剤	染料部属判定試験 のり 染糊剤鑑定試験	1点につき	1,750円	
			同	1,750円	
	鑑定試 験	浸染試験 な 捺染試験	1点につき	2,290円	
			同	2,220円	
		粒度測定試験	1点につき	1,410円	
	原材料 強弱試 験	引張試験 曲げ試験 圧縮試験 せん断試験 割裂試験 硬度試験	1件につき	3,210円	
			同	3,640円	
			同	3,210円	
			同	3,640円	
			同	3,640円	
			同	3,640円	
	物性試 験	比重測定 含水率測定 塗料一般試験	1件につき	1,580円	
1件につき			1,790円	絶乾重量法による場合	
1件につき			1,770円		
接着試 験	常態試験 耐水試験 合板一般試験	1件につき	1,680円		
		同	1,680円		
		同	2,340円		
製品試 験	家具強度試験 家具耐久性試験	1点につき	1,420円		
		同	14,640円		

別表第3大麻取扱者免許申請手数料の項中「6,700円」を「6,800円」に改め、同表大麻取扱者登録変更手数料の項及び大麻取扱者免許証再交付手数料の項中「3,200円」を「3,300円」に改め、同表毒物又は劇物の販売業の登録申請手数料の項中「14,700円」を「15,000円」に改め、同表毒物又は劇物の販売業の登録更新申請手数料の項中「6,400

円」を「6,500円」に改め、同表毒物劇物取扱者試験手数料の項中「10,500円」を「10,700円」に改め、同表毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料の項中「27,200円」を「27,700円」に改め、同表毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請手数料の項中「10,200円」を「10,400円」に改め、同表覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者又は覚せい剤原料研究者の指定申請手数料の項中「3,900円」を「4,000円」に改め、同表覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付手数料の項中「2,700円」を「2,800円」に改め、同表覚せい剤原料取扱者の指定申請手数料の項中「11,500円」を「11,700円」に改め、同表麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許申請手数料の項中「14,600円」を「14,800円」に、「3,900円」を「4,000円」に改め、同表麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許証又は向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付手数料の項中「2,700円」を「2,800円」に改め、同表向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許申請手数料の項中「14,600円」を「14,800円」に、「3,900円」を「4,000円」に改め、同表向精神薬試験研究施設設置者登録申請手数料の項中「3,900円」を「4,000円」に改め、同表薬局開設許可申請手数料の項中「29,000円」を「29,200円」に改め、同表薬局開設許可更新申請手数料の項中「11,000円」を「11,300円」に改め、同表医薬品販売業許可申請手数料の項中「29,000円」を「29,200円」に改め、同表医薬品販売業許可更新申請手数料の項中「11,000円」を「11,300円」に改め、同表配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料の項及び販売従事登録証書換え交付手数料の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業許可申請手数料の項中「29,000円」を「29,200円」に改め、同表高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業許可更新申請手数料の項中「11,000円」を「11,300円」に改め、同表薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可申請手数料の項中「11,000円」を「11,200円」に改め、同表医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可更新申請手数料の項中「5,600円」を「5,800円」に改め、同表医療機器修理業許可申請手数料の項中「69,400円」を「70,700円」に改め、同表医療機器修理業許可更新申請手数料の項中「4

7,600円」を「48,500円」に改め、同表医療機器修理業の修理区分の変更又は追加許可申請手数料の項中「17,500円」を「17,800円」に改め、同表医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可証の書換え交付手数料の項及び医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付手数料の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項、登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の項、長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項及び登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料の項中「同表」を「同条例別表第1の」に、「4(1)の表又は4(2)」を「4の(1)の表又は4の(2)」に改め、同表に次のように加える。

<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関（住宅以外の用途に供する部分については建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねるものに限る。）又はエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「評価機関等」という。）による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>認定申請された建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の</p>
---------------------------	--	---

4の(1)の表又は4の(2)の表に掲げる額を加えた額)を加算した額)

ア 住戸

(ア) 1戸の場合 24,000円

(イ) 1戸を超え5戸以下の場合 49,000円

(ウ) 5戸を超え10戸以下の場合 69,000円

(エ) 10戸を超え25戸以下の場合 98,000円

(オ) 25戸を超え50戸以下の場合 142,000円

(カ) 50戸を超え100戸以下の場合 205,000円

(キ) 100戸を超え200戸以下の場合 281,000円

(ク) 200戸を超え300戸以下の場合 371,000円

(ケ) 300戸を超える場合 433,000円

イ 共同住宅等の共用部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下の場合 78,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 129,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合 205,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合 266,000円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の場合 322,000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える場合 372,000円

ウ 住宅以外の用途に供する部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下の場合 172,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 275,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合 395,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを

		<p>超え10,000平方メートル以下の場合 488,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の場合 579,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える場合 658,000円</p>
<p>評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料</p>	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>認定申請された建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の</p>

4の(1)の表又は4の(2)の表に掲げる額を加えた額)を加算した額)

ア 住戸

(ア) 1戸の場合 3,300円

(イ) 1戸を超え5戸以下の場合 6,900円

(ウ) 5戸を超え10戸以下の場合 11,000円

(エ) 10戸を超え25戸以下の場合 20,000円

(オ) 25戸を超え50戸以下の場合 34,000円

(カ) 50戸を超え100戸以下の場合 62,000円

(キ) 100戸を超え200戸以下の場合 100,000円

(ク) 200戸を超え300戸以下の場合 129,000円

(ケ) 300戸を超える場合 137,000円

イ 共同住宅等の共用部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下の場合 6,900円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 20,000円

(ウ) 床面積の合計が2,

000平方メートルを  
超え5,000平方メー  
トル以下の場合 6  
2,000円

(エ) 床面積の合計が5,  
000平方メートルを  
超え10,000平方メー  
トル以下の場合 10  
0,000円

(オ) 床面積の合計が1  
0,000平方メートル  
を超え25,000平方メ  
ートル以下の場合  
129,000円

(カ) 床面積の合計が2  
5,000平方メートル  
を超える場合 158,  
000円

ウ 住宅以外の用途に供  
する部分

(ア) 床面積の合計が30  
0平方メートル以下  
の場合 6,900円

(イ) 床面積の合計が30  
0平方メートルを超  
え2,000平方メー  
トル以下の場合 20,0  
00円

(ウ) 床面積の合計が2,  
000平方メートルを  
超え5,000平方メー  
トル以下の場合 6  
2,000円

(エ) 床面積の合計が5,  
000平方メートルを  
超え10,000平方メー

		<p>トル以下の場合 100,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の場合 129,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える場合 158,000円</p>
<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更（変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>認定申請された建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の4の(1)の表又は4の(2)</p>

の表に掲げる額を加えた額)を加算した額)

ア 住戸

(ア) 1戸の場合 12,000円

(イ) 1戸を超え5戸以下の場合 24,500円

(ウ) 5戸を超え10戸以下の場合 34,500円

(エ) 10戸を超え25戸以下の場合 49,000円

(オ) 25戸を超え50戸以下の場合 71,000円

(カ) 50戸を超え100戸以下の場合 102,500円

(キ) 100戸を超え200戸以下の場合 140,500円

(ク) 200戸を超え300戸以下の場合 185,500円

(ケ) 300戸を超える場合 216,500円

イ 共同住宅等の共用部分

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下の場合 39,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 64,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを



		<p>4,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の場合 289,500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える場合 329,000円</p>
<p>評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料</p>	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更（変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>認定申請された建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の4の(1)の表又は4の(2)の表に掲げる額を加え</p>

	<p>た額) を加算した額)</p> <p>ア 住戸</p> <p>(ア) 1戸の場合 1,650円</p> <p>(イ) 1戸を超え5戸以下の場合 3,450円</p> <p>(ウ) 5戸を超え10戸以下の場合 5,500円</p> <p>(エ) 10戸を超え25戸以下の場合 10,000円</p> <p>(オ) 25戸を超え50戸以下の場合 17,000円</p> <p>(カ) 50戸を超え100戸以下の場合 31,000円</p> <p>(キ) 100戸を超え200戸以下の場合 50,000円</p> <p>(ク) 200戸を超え300戸以下の場合 64,500円</p> <p>(ケ) 300戸を超える場合 68,500円</p> <p>イ 共同住宅等の共用部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下の場合 3,450円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 10,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メー</p>
--	---



		(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の場合 64,500円 (カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える場合 79,000円
--	--	---

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第3に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

---

沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第14号

**沖縄県県土保全条例の一部を改正する条例**

沖縄県県土保全条例（昭和48年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第18条中第9号を第13号とし、第8号を第12号とし、第7号の次に次の4号を加える。

- (8) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の許可を要する同項に規定する開発行為
- (9) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可を要する同項に規定する

開発行為

- (10) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号の公園事業、同法第20条第3項の許可を要する行為又は同法第33条第1項の規定による届出を要する行為
- (11) 沖縄県立自然公園条例（昭和48年沖縄県条例第10号）第2条第3号の公園事業、同条例第20条第4項の許可を要する行為又は同条例第31条第1項の規定による届出を要する行為

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の沖縄県県土保全条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第15号

**沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例**

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）の一部を次のように改正する。

<p>「第3章 準備書の作成前の手続 目次中 第1節 方法書の作成等（第5条―第10条） 第2節 環境影響評価の実施等（第11条・第12条）」</p>	<p>「第3章 配慮書（ 第4章 方法書（ 第5章 環境影響 第4条の2―第4条の8） 第5条―第10条）」</p>
	<p>を「第4章 方法書（ 第5章 環境影響 第4条の2―第4条の8） 第5条―第10条）」</p>

に、「第4章」を「第6章」に、「第5章」を「第7  
評価の実施等（第11条・第12条）」  
章」に、「第6章」を「第8章」に、「第7章」を「第9章」に、「第8章」を「第10

章」に、「第9章」を「第11章」に、「都市計画に定められる対象事業等」を「都市計画に定められる配慮書対象事業等及び対象事業等」に、「第42条」を「第41条の2」に、「第10章」を「第12章」に、「第11章」を「第13章」に、「第12章」を「第14章」に改める。

第2条第3項第2号中「第13条第1項」を「第20条第1項」に、「第24条第1項」を「第22条第1項」に、「海中公園地区」を「海域公園地区」に改める。

第4条第2項中第5号を第8号とし、同項第4号中「次条第1項の方法書」を「第4条の3第1項の配慮書、第5条第1項の方法書」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 配慮書対象事業（第2条第2項第1号及び第2号に規定する事業（法第2条第2項に規定する第一種事業及び法第3条の10第1項の規定による通知がなされた法第2条第3項に規定する第二種事業を除く。）をいう。以下同じ。）が実施されるべき区域その他の事項
- (2) 配慮書対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する事項
- (3) 計画段階配慮事項についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する事項

第3章の章名を次のように改める。

### 第3章 配慮書

第3章第1節及び第2節の節名を削る。

第3章中第5条の前に次の7条を加える。

（計画段階配慮事項についての検討）

**第4条の2** 配慮書対象事業を実施しようとする者（委託に係る配慮書対象事業にあっては、その委託をしようとする者。以下「配慮書事業者」という。）は、配慮書対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、1又は2以上の当該配慮書対象事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」と

いう。)における計画段階配慮事項についての検討を行わなければならない。

(配慮書の作成等)

**第4条の3** 配慮書事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 配慮書対象事業の目的及び内容
- (3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- (4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- (5) その他規則で定める事項

2 相互に関連する2以上の配慮書対象事業を実施しようとする場合は、当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者は、これらの配慮書対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

(配慮書の送付等)

**第4条の4** 配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、これを知事及び配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する市町村長に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

(知事の意見)

**第4条の5** 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、配慮書事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

(配慮書についての意見の聴取)

**第4条の6** 配慮書事業者は、技術指針で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

2 配慮書事業者は、前項の規定による意見を求めるときは、配慮書の案又は配慮書の内容を周知させるための説明会の開催に努めなければならない。

(配慮書対象事業が実施されるべき区域等の選定等)

第4条の7 配慮書事業者は、第4条の5及び前条第1項の規定による意見を考慮して、配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項の選定並びに選定の経緯及び選定した事項の公表に努めなければならない。

(配慮書対象事業の廃止等)

第4条の8 配慮書事業者は、第4条の4の規定による公表を行ってから第7条又は法第7条の規定による公告が行われるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、規則で定めるところにより、知事にその旨を通知するとともに、その旨を公表しなければならない。

(1) 配慮書対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第4条の3第1項第2号及び第3号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が配慮書対象事業に該当しないこととなったとき。

(3) 配慮書対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が配慮書対象事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の配慮書事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の配慮書事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者について行われたものとみなす。

第55条中「事業者、」を「配慮書事業者、事業者、」に改める。

第57条第3項中「当該事業者」を「当該配慮書事業者又は当該事業者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「事業者」を「配慮書事業者又は事業者」に、「前項」を「第1項又は前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

知事は、配慮書事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該配慮書事業者に対し、必要な手続その他の措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) この条例の規定に違反して計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行わないとき。

(2) 配慮書その他この条例の規定に基づき作成する書類に虚偽の事項を記載して送付し、又は公表したとき。

(3) 前条の規定により求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

第60条第2項中「第11章」を「第13章」に改める。

第12章を第14章とし、第11章を第13章とする。

第49条第2項中「第8章」を「第10章」に、「同条第1項第3号」を「同条第1項及び第2項第3号」に改め、同項の表第36条第1号の項中「法第5条第1項各号」を「法第5条第1項第1号、第2号、第3号及び第7号」に改め、同表第55条の項中「事業者、」を「配慮書事業者、事業者、」に改め、同表第57条の項中「第57条」を「第57条第2項」に改め、同表第57条第1項第1号の項中「第57条第1項第1号」を「第57条第2項第1号」に改め、同表第57条第1項第2号の項中「第57条第1項第2号」を「第57条第2項第2号」に改め、同表第57条第1項第4号の項中「第57条第1項第4号」を「第57条第2項第4号」に改め、同表に次のように加える。

第57条第3項	配慮書事業者又は事業者	法対象事業者
	第1項又は前項	前項
第57条第4項	当該配慮書事業者又は当該事業者	当該法対象事業者

第10章を第12章とする。

第9章第1節の節名を次のように改める。

**第1節 都市計画に定められる配慮書対象事業等及び対象事業等に関する特例**

第9章第1節中第42条の前に次の1条を加える。

(都市計画に定められる配慮書対象事業等)

**第41条の2 配慮書対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、第4条の2から第4条の8までの規定により配慮書事業者が行うべき計画段階配慮事項につ**

いての検討その他の手続は、当該都市計画の決定又は変更をする者が同法第15条第1項に規定する県であるときは、第3項、第44条の2及び第45条の2に定めるところにより、県が当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者に代わるものとして、当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第4条の3第2項、第4条の8第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

2 配慮書対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、第4条の2から第4条の8までの規定により配慮書事業者が行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、当該都市計画の決定又は変更をする者が同法第15条第1項に規定する市町村又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第1項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村であるときは、次項、第44条の2及び第45条の2に定めるところにより、当該市町村が当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者に代わるものとして、当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができるものとする。この場合において、前項後段の規定を準用する。

3 都市計画法第15条第1項に規定する県若しくは市町村又は都市再生特別措置法第51条第1項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）が、第1項又は前項の規定により計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における第4条の2から第4条の8までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<p>第4条の2</p>	<p>配慮書対象事業を実施しようとする者（委託に係る配慮書対象事業にあつては、その委託をしようとする者。以下「配慮書事業者」という。）</p>	<p>都市計画決定権者</p>
--------------	---	-----------------

	配慮書対象事業	配慮書対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業に係る施設（以下「配慮書対象事業等」という。）を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る配慮書対象事業（以下「都市計画配慮書対象事業」という。）
	当該配慮書対象事業	当該都市計画配慮書対象事業
第4条の3第1項各号列記以外の部分	配慮書事業者	都市計画決定権者
第4条の3第1項第1号	配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第4条の3第1項第2号及び第4条の4	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
第4条の4、第4条の5、第4条の6第1項及び第2項並びに第4条の7	配慮書事業者	都市計画決定権者
第4条の7	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
第4条の8第1項	配慮書事業者	都市計画決定権者

第4条の8第1項第1号	配慮書対象事業を実施しない	配慮書対象事業等を都市計画に定めない
第4条の8第1項第2号	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業

第42条第1項中「都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法」を「市街地開発事業として都市計画法」に、「同条第5項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）」を「都市施設」に、「第46条まで」を「第46条まで（第44条の2及び第45条の2を除く。）」に、「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同条第2項中「同法第15条第1項の市町村」を「同法第15条第1項の市町村又は都市再生特別措置法第51条第1項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村」に、「第46条まで」を「第46条まで（第44条の2及び第45条の2を除く。）」に改め、同条第3項中「第1項又は前項の規定により県又は市町村（以下「都市計画決定権者」という。）が」を「都市計画決定権者が、第1項又は前項の規定により」に改め、同項の表第5条第1項各号列記以外の部分の項中

事業者	都市計画決定権者	を
-----	----------	---

事業者	都市計画決定権者	に改め、同表第5条第
第4条の2の配慮書対象事業	第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される第4条の2の都市計画配慮書対象事業	

1項第2号から第6号までの項中「第5条第1項第2号から第6号まで」を「第5条第1項第2号から第5号まで」に改め、同表第6条第1項の項の前に次のように加える。

第5条第1項第8号	事業者	都市計画決定権者
第5条第1項第9号	対象事業	都市計画対象事業

第5条第2項	事業者が法第3条の10第2項	都市計画決定権者が法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の10第2項
--------	----------------	---

第42条第3項の表第7条、第8条第1項、第9条第1項及び第10条第1項の項中「、第8条第1項」の前に「、第7条の2第1項から第4項まで」を加え、同表第15条、第16条第1項から第4項まで、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項及び第3項並びに第20条第1項の項中「から第4項まで」を「及び第2項」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

(配慮書事業者の行う手続との調整)

**第44条の2** 配慮書事業者が第4条の4の規定による公表を行ってから第5条の規定により方法書が作成されるまでの間において、当該公表に係る配慮書対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該配慮書に係る配慮書事業者（配慮書事業者が既に第4条の4の規定により当該配慮書を送付しているときは、配慮書事業者及び当該配慮書の送付を受けた者）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る配慮書対象事業についての第41条の2第1項及び第2項の規定は、配慮書事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、配慮書事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該配慮書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に配慮書事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、配慮書事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

第45条第5項中「第4章及び第5章」を「第6章及び第7章」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(配慮書事業者の協力)

**第45条の2** 都市計画決定権者は、配慮書事業者に対し、第41条の2及び第44条の2の規定により計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

第46条中「前条までの規定」を「第45条までの規定（第44条の2を除く。）」に、「説

明会」を「方法書説明会及び準備書説明会」に改める。

第48条第3項中「第4条第2項第3号を除く。）、第3章第2節から第6章まで（第13条第1項第4号）」を「第4条第2項第1号、第2号、第3号及び第6号を除く。）、第5章から第8章まで（第13条第1項第4号、第8号）」に改め、同項の表第4条第2項第1号の項中「第4条第2項第1号」を「第4条第2項第4号」に改め、同表第4条第2項第4号の項中「第4条第2項第4号」を「第4条第2項第7号」に、「次条第1項の方法書」を「第4条の3第1項の配慮書、第5条第1項の方法書」に改め、同表第3章第2節の節名の項中「第3章第2節の節名」を「第5章の章名」に改め、同表第11条の項中「第5条第1項第6号」を「第5条第1項第9号」に改め、同表第13条第1項第1号の項中「第5条第1項第1号から第5号まで」を「第5条第1項第1号から第8号まで」に改め、同表第16条第1項から第4項まで、第17条第1項、第18条第1項並びに第19条第1項及び第3項の項中「から第4項まで」を「及び第2項」に改め、同表第5章第2節の節名の項中「第5章第2節」を「第7章第2節」に改め、同表第6章の章名の項中「第6章」を「第8章」に改める。

第9章を第11章とし、第8章を第10章とし、第7章を第9章とし、第6章を第8章とする。

第24条中「関係地域内において、評価書及び要約書を公告の日から起算して30日間縦覧に供しなければならない」を「公告の日から起算して30日間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない」に改める。

第5章を第7章とする。

第13条第1項第1号中「から第5号まで」を「から第8号まで」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) その他規則で定める事項

第13条第2項中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

第14条第1項中「、次条及び第16条第4項」を「及び次条」に改める。

第15条中「関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して30日間縦覧に供しなければならない」を「公告の日から起算して30日間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用

その他の方法により公表しなければならない」に改める。

第16条第1項中「「説明会」」を「「準備書説明会」」に、「説明会を」を「準備書説明会を」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 第7条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第16条第2項において準用する第2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第16条第1項及び第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

第16条中第3項から第5項までを削る。

第4章を第6章とする。

第5条の前に次の章名を付する。

#### 第4章 方法書

第5条第1項中「事業者は」の次に「、配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の5の意見が述べられたときはこれを勘案して、第4条の2の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定し」を加え、第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

- (6) 第4条の3第1項第4号に掲げる事項
- (7) 第4条の5の知事の意見
- (8) 前号の意見についての事業者の見解

第5条第1項に次の1号を加える。

- (10) その他規則で定める事項

第5条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 事業者が法第3条の10第2項の規定により適用される法第3条の3第1項の規定により配慮書を作成している場合における前項の規定の適用については、同項中「配慮書の」とあるのは「法第3条の3第1項の配慮書の」と、「第4条の5の意見」とあるのは「法第3条の6の意見」と、「第4条の2の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項」とあるのは「法第3条の2第1項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項」と、同項第6号中「第4条の3第1項第4号」とあるのは「法第3条の3第1項第4号」と、同項第7号中「第4条の5の知事」とあるのは「法第3条の6の主務大臣」とする。

第6条第1項中「当該方法書」の次に「及びこれを要約した書類（次項及び次条において「要約書」という。）」を加え、同条第2項中「方法書」の次に「及び要約書」を加える。

第7条中「前条第2項に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して30日間縦覧に供しなければならない」を「公告の日から起算して30日間、方法書及び要約書を前条第2項に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（説明会の開催等）

**第7条の2** 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第6条第2項に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、知事にその旨を通知するとともに、方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条第1項中「前条」を「第7条」に改める。

第10条の次に次の章名を付する。

#### 第5章 環境影響評価の実施等

第11条中「第5条第1項第6号」を「第5条第1項第9号」に改める。

#### 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条第3項及び第4条第2項の改正規定 公布の日
  - (2) 附則第6項から第8項までの規定 公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日

## (経過措置)

- 2 改正後の沖縄県環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第7条、第15条又は第24条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公告及び縦覧に係る沖縄県環境影響評価条例第5条第1項に規定する方法書、同条例第13条第1項に規定する準備書又は同条例第20条第2項に規定する評価書について適用する。
- 3 新条例第7条の2（新条例第16条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。
- 4 新条例第4条の2から第4条の8までの規定は、施行日前に方法書を公告した事業については、適用しない。
- 5 この条例の施行の際、新条例第4条の2に規定する配慮書対象事業について、沖縄県行政手続条例（平成7年沖縄県条例第28号）第34条に規定する行政指導その他の措置の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。
  - (1) 配慮書対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項の決定に当たって、1又は2以上の事業実施想定区域における当該配慮書対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 新条例第4条の3第1項の配慮書
  - (2) 知事が前号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 新条例第4条の5の書面
- 6 この条例の施行後に新条例第4条の2に規定する配慮書事業者となるべき者は、この条例の施行前において、新条例第4条の2から第4条の8までの規定の例による新条例第4条の2に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができ

る。

7 前項の規定による手続が行われた新条例第4条の2に規定する配慮書対象事業については、当該手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

8 前2項の規定は、この条例の施行後に新条例第41条の2第1項及び第2項の規定により同条第3項の規定により読み替えて適用される新条例第4条の2に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を新条例第4条の2に規定する配慮書事業者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。この場合において、附則第6項中「、新条例」とあるのは「、新条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される新条例」と、「による新条例」とあるのは「による同項の規定により読み替えて適用される新条例」と読み替えるものとする。

---

沖縄県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第16号

## 沖縄県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第14項ただし書（法第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）及び第34条第7項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第2項ただし書の規定に基づき、知事が設置する指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定めるものとする。

(指定猟法禁止区域を表示する標識の寸法)

第2条 法第15条第14項ただし書の規定により条例で定める標識の寸法は、次に掲げるとおりとする。ただし、既存の工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、制札を容易に視認できるときは、この限りでない。

- (1) 表示面の1辺の長さが30センチメートル以上であること。
- (2) 立木竹等に固定させる場合にあっては、地上からの高さ150センチメートル以上の場所に固定させること。
- (3) 支柱を用いる場合にあっては、支柱の地上部分の長さが80センチメートル以上であること。

(鳥獣保護区を表示する標識の寸法)

**第3条** 法第28条第9項において準用する法第15条第14項ただし書の規定により条例で定める標識の寸法は、次に掲げるとおりとする。ただし、制札については、既存の工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できるときは、この限りでない。

- (1) 標柱にあっては、水平面の1辺の長さが9センチメートル以上であり、地上部分の長さが200センチメートル以上であること。
- (2) 制札にあっては、表示面の縦の長さが36センチメートル以上であり、横の長さが45センチメートル以上であること。
- (3) 支柱を用いる場合にあっては、支柱の地上部分の長さが150センチメートル以上であり、支柱の底面の1辺が7センチメートル以上であること。ただし、支柱に鉄材等を用いる場合であって、底面の1辺が7センチメートルの木材を用いる支柱と同程度以上の強度を有するものと認められるときは、当該支柱の底面の寸法については、この限りでない。

(特別保護地区を表示する標識の寸法)

**第4条** 法第29条第4項において準用する法第15条第14項ただし書の規定により条例で定める標識の寸法は、次に掲げるとおりとする。ただし、制札については、既存の工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できるときは、この限りでない。

- (1) 標柱にあっては、水平面の1辺の長さが9センチメートル以上であり、地上部分の長さが200センチメートル以上であること。
- (2) 制札にあっては、表示面の縦の長さが36センチメートル以上であり、横の長さが45センチメートル以上であること。
- (3) 支柱を用いる場合にあっては、支柱の地上部分の長さが150センチメートル以上で

あり、支柱の底面の1辺が7センチメートル以上であること。ただし、支柱に鉄材等を用いる場合であって、底面の1辺が7センチメートルの木材を用いる支柱と同程度以上の強度を有するものと認められるときは、当該支柱の底面の寸法については、この限りでない。

(休猟区を表示する標識の寸法)

**第5条** 法第34条第7項の規定により条例で定める標識の寸法は、次に掲げるとおりとする。ただし、制札については、既存の工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できるときは、この限りでない。

- (1) 標柱にあつては、水平面の1辺の長さが9センチメートル以上であり、地上部分の長さが120センチメートル以上であること。
- (2) 制札にあつては、1辺の長さが30センチメートル以上であること。
- (3) 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上からの高さ150センチメートル以上の場所に固定させること。
- (4) 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さが80センチメートル以上であること。

(特定猟具使用禁止区域を表示する標識の寸法)

**第6条** 法第35条第12項において準用する法第34条第7項の規定により条例で定める標識(法第35条第1項の特定猟具使用禁止区域に係るものに限る。)の寸法は、次に掲げるとおりとする。ただし、制札については、既存の工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できるときは、この限りでない。

- (1) 標柱にあつては、水平面の1辺の長さが9センチメートル以上であり、地上部分の長さが200センチメートル以上であること。
- (2) 制札にあつては、表示面の縦の長さが36センチメートル以上であり、横の長さが45センチメートル以上であること。
- (3) 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さが150センチメートル以上であり、支柱の底面の1辺が7センチメートル以上であること。ただし、支柱に鉄材等を用いる場合であって、底面の1辺が7センチメートルの木材を用いる支柱と同程度以上の強度を有するものと認められるときは、当該支柱の底面の寸法については、この限りでない。

(特定猟具使用制限区域を表示する標識の寸法)

**第7条** 法第35条第12項において準用する法第34条第7項の規定により条例で定める標識

(法第35条第1項の特定猟具使用制限区域に係るものに限る。)の寸法は、次に掲げるとおりとする。ただし、既存の工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、制札を容易に視認できるときは、この限りでない。

- (1) 表示面の1辺の長さが30センチメートル以上であること。
- (2) 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上からの高さ150センチメートル以上の場所に固定させること。
- (3) 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さが80センチメートル以上であること。

(特別保護指定区域を表示する標識の寸法)

**第8条** 省令第37条第2項ただし書の規定により条例で定める標識の寸法は、次に掲げるとおりとする。ただし、既存の工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、制札を容易に視認できるときは、この限りでない。

- (1) 表示面の縦の長さが70センチメートル以上であり、横の長さが90センチメートル以上であること。
- (2) 地上部分の長さが150センチメートル以上であること。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

---

沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第17号

**沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例の一部を改正する  
条例**

沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例（平成12年沖縄県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 経過型式外検定の項を次のように改める。

経過 型式 外 検 定	1 計量法施行令（平成5年政令第329号。以下「施行令」という。）附則第9条第2項第3号に掲げる燃料油メーター			
	(1) 積算式ガソリン量器			
	表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの	1個につき	1,600円	
	表示機構の最大指示量が50リットルを超えるもの	1個につき	2,100円	
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの			
	口径が30ミリメートル以下のもの	1個につき	2,600円	
	口径が30ミリメートルを超えるもの	1個につき	3,400円	
	2 施行令附則第9条第2項第4号に掲げる液化石油ガスメーター	1個につき	6,300円	

別表第2中

検 定	1 温度計		25万円を超えない範囲内で実費を勘案して知事が定める額とする。
	(1) ガラス製温度計（ベックマン温度計又はガラス製体温計を除く。）	1個につき	
	(2) ベックマン温度計	1個につき	
	(3) ガラス製体温計	1個につき	
	(4) 抵抗体温計	1個につき	

検 定	1 温度計		25万円を超えない範囲内で実費を勘案して知事が定める額とする。
	(1) ガラス製温度計（ガラス製体温計を除く。）	1 個につき	
	(2) ガラス製体温計	1 個につき	
	(3) 抵抗体温計	1 個につき	

に、

型式外 検定	1 温度計	
	(1) ガラス製温度計（ベックマン湿度計又はガラス製体温計を除く。）	1 個につき
	(2) ベックマン温度計	1 個につき
	(3) ガラス製体温計	1 個につき

を

型式外 検定	1 温度計	
	(1) ガラス製温度計（ガラス製体温計を除く。）	1 個につき
	(2) ガラス製体温計	1 個につき

に改

め、同表経過型式外検定の項を削り、同表中

計量証 明検査	1 ベックマン温度計	1 個につき
	2 ポンベ型熱量計	1 個につき
	3 騒音計	1 個につき
	4 振動レベル計	1 個につき
	5 濃度計	

を

計量証明検査	1	騒音計	1個につき	に改
	2	振動レベル計	1個につき	
	3	濃度計		

める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第18号

**沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例**

沖縄県消費者行政活性化基金条例（平成21年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年12月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県興行場の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第19号

**沖縄県興行場の基準等に関する条例の一部を改正する条例**

沖縄県興行場の基準等に関する条例（昭和59年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3項第1号に次のただし書を加える。

ただし、興行場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい箇所に表示する場合は、喫煙所を設けることを要しない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第20号

### 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年沖縄県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条第2項中「食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）」を「政令」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準）

**第6条** 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- (2) 純水装置、定温乾燥機、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。
- (3) 検査又は試験のために必要な職員を置くこと。

別表第1管理運営基準第2施設等における従事者等の衛生管理の1の(4)中「第6条に規定する一類感染症、二類感染症若しくは三類感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明したときは、当該従事者が感染症の病原体を保有している者でないことが判明するまで」を「第18条第1項に規定する感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明したときは、同条第2項の規定に基づき、」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---